

「ふれあいのまちづくり支援事業」（令和7年度事業） 実施要領 ～二次募集用～

～地域福祉活動の拠点（自治公民館等）における福祉活動を推進するための備品整備事業～

1 目的

住民主体の理念に基づき、地域が抱えているさまざまな地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ることができる体制づくりを目指します。

2 助成概要

佐賀市内における地域福祉活動を推進する事業を対象とします。

ハード事業（備品整備）

(1) 地域福祉活動の拠点（自治公民館等）における福祉活動を推進するための備品整備

【助成対象団体】

単位自治会

①申請数

- ・単位自治会数が20以下の校区…… 2単位自治会まで
- ・単位自治会数が21以上の校区…… 3単位自治会まで

※R7一次募集で既に申請済の町区は、二次募集での申請は不可とする。

②助成金額は、事業費総額の8割（千円未満の端数が生じる場合については、その端数を切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

【対象経費】

自治公民館等における、地域住民の福祉活動の円滑実施に資することができる以下の備品の購入に要する経費

- ①椅子
- ②机
- ③黒板、ホワイトボード
- ④冷暖房機器（エアコン、扇風機、ストーブ、ファンヒーター）
- ⑤冷蔵庫
- ⑥電子レンジ
- ⑦卓上コンロ（IH、ガス、カセット）
- ⑧テレビ
- ⑨ワイヤレスマイクセット
- ⑩温水洗浄便座（取り付けタイプ）
- ⑪掃除機
- ⑫手すり
- ⑬カーペット（置き畳）
- ⑭カーテン

3 対象事業年度

令和7年度（～令和8年3月31日までに実施する事業）

4 助成計画総額（予定）

1,200千円程度

5 申請方法及び助成決定時期

- (1) 申請方法 「ふれあいのまちづくり支援事業申請書様式」に必要書類を添付し、佐賀市社会福祉協議会へ提出
 - (2) 申請締切 令和7年7月31日（木）
 - (3) 助成金決定時期 令和7年8月下旬
- ※ 申請内容について審査し、申請団体へ通知します。
- ※ 審査等によって、減額する場合や助成できない場合があります。

6 助成決定後の流れ

- (1) 助成金の交付
助成対象団体は、「決定通知書」を受け取った後、佐賀市社会福祉協議会へ請求書を提出し、助成金の交付を受ける。
- (2) 事業報告
事業完了後1か月以内に、事業完了報告書を、佐賀市社会福祉協議会へ提出する。

7 その他留意事項

- (1) 助成決定後の事業内容変更について
決定後、やむを得ず変更が生じる場合は、佐賀市社会福祉協議会へ事前に相談すること。
※変更申請書の提出が必要です。（見積書等の提出をお願いする場合があります。）
- (2) 助成金の返還
次に掲げる事項に該当すると認めるときは、助成金の全額又は一部の返還を求めることがある。
 - ①実施された助成事業の実績に基づき算出した助成金額が、既に交付した金額を下回るとき
 - ②事業が適正に実施されなかったとき
 - ③本事業実施要領の規定に違反したとき
- (3) 助成事業の広報
 - ・助成を受けたときは、共同募金助成事業で整備した旨を備品等に明示することとし、明示についての経費を見積書計上してください。
 - ・助成決定となった事業は、広報の一環として共同募金会作成のチラシや社会福祉協議会ホームページ等に掲載する場合があります。

8 問い合わせ先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 (担当: 総務課)

佐賀市兵庫北三丁目8番36号 ほほえみ館内

TEL 0952-32-6670 FAX 0952-32-6665

Email soumu@scshakyou.jp